

## 仕様書（案）

### 1. 委託業務名

令和5年度 関係人口創出・拡大に向けたワーケーション受入促進事業業務委託

### 2. 目的

本事業は、ワーケーションプログラムを企画・実施することで、都市部に在住する個人・企業と地域の交流機会を創出し、関係人口の拡大を図るために行う。

また、本ワーケーションプログラムのテーマを「デジタル技術等を活用した地域活性の可能性」とすることで地域課題の解決のきっかけ作りにつなげるため実施する。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 4. 業務の内容

企画にあたっては、事前に、受入団体、参加者にヒアリングを行うなど、地域の課題や参加者のニーズ等を把握した上で実施すること。

#### （1）掘り起こし・選定・マッチング

- ・本ワーケーションを受け入れたい県内の自治体・企業・まちづくり団体等（以下、「受入団体」という。）を掘り起こし、選定すること。
- ・ワーケーション導入や地域貢献等を図りたい県外の都市部に在住する個人や企業（以下、「参加者」という。）を掘り起こし、選定すること。
- ・県と協議の上、受入団体及び参加者のマッチングを行うこと。

#### （2）事前交流会の実施

- ・（3）のワーケーションツアー実施前にマッチングした受入団体と参加者の交流会を実施すること。
- ・事前に受入団体の課題と参加者のニーズを互いに把握することで（3）のワーケーションツアーをより充実させることを目的に実施するものであることに留意し、企画、運営すること。
- ・実施方法は、オンライン、リアルは問わないが、1回以上開催すること。

#### （3）ワーケーションツアーの実施

##### ①ツアー期間

- ・2泊3日程度とする。

## ②参加者について

- ・参加者は、10人程度以上とする。
- ・(5)の情報発信業務においてインタビューなどに協力いただける方とする。

## ③ツアー行程

- ・行程中、参加者の業務（テレワーク等）の時間を設けること。また、実施場所（コワーキングスペース等）を含めて行程案を提案すること。
- ・本事業のテーマ「デジタル技術等を活用した地域活性の可能性」を要素に含むフィールドワーク等を実施し、参加者と地域の方が交流する機会を設けること。
- ・行程は受託者の提案により、県と協議の上、決定するものとする。ただし、本事業終了後も、受入団体と参加者が継続した関わりを希望するようなプログラムを検討すること。

## ④ツアー催行に係る参加者負担等について

- ・参加者のツアー行程中の宿泊費、県内移動費、施設利用料等の費用は、受託者から宿泊施設等に直接支払いを行う方法により本業務の委託費から支出することを基本とする。ただし、ツアーの実施期間、参加者数、プログラムの内容等に応じて参加者に一部費用を負担させることも差し支えない。参加者が一部費用を負担する場合は、当該費用の想定金額及び内訳の見積額を示すこと。
- ・一泊2食付きなど飲食代が宿泊代に含まれている場合は委託費から支出しても差し支えない。ただし、昼食代や懇親会などの飲食代については、参加者負担とすること。
- ・県内移動を除く、ツアー参加に伴う移動費用（自宅⇄和歌山県内集合場所）については、県が認めた場合に限り30,000円（税込み）を上限として本業務の委託費から支出しても差し支えない。

## (4) 報告会の実施

- ・「デジタル技術等を活用した地域活性の可能性」に関して、参加者がアイデアや本県の課題等を発表する機会を設けること。
- ・報告会には、参加者のほか受入団体も参加するよう調整すること。
- ・実施方法は、オンライン、リアル問わない。

## (5) 情報発信

- ・事業の告知や参加者募集等に係る情報発信のほか、(3)のワーケーションツアーの内容（参加者のインタビュー含む）等、本県でのワーケーションの魅力を広くPRできるようなメディアなどを使って効果的に情報発信をすること。

## (6) 本事業の効果分析及び実績報告書

- ・参加者や受入団体等にアンケート調査を実施し、本事業の効果を検証すること。

- ・上記のアンケート結果、本事業を実施するうえで得た知見、各種統計データ、他都道府県での事例等を踏まえ、本県がワーケーション促進・関係人口拡大に取り組むにあつたでの強みや課題を分析した上で、実績報告書を提出すること。
- ・実績報告書及びこれに付随する資料は電子媒体で納品すること。

## 5. その他

- (1) 事業実施にあたっては、関係法令を順守するとともに、県の指示に誠意を持って適正に対応すること。
- (2) 個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本県に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (4) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本県へ提出すること。
- (5) 本業務における成果品は全て和歌山県に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、双方協議の上で、決定するものとする。